会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第306号
令和５年５月９日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　登　坂　英　明）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上位置づけ変更に伴う変更点について

標記のことについて、県保健医療部長から別添（５月２日付感対 231-1 号）のとおり通知がありました。

これまで感染症法上位置づけ変更に伴う文書が多数発出されておりますが、主な変更点をとりまとめたとのことです。

つきましては、ご了知いただきますとともに、貴会管下会員あてご周知ください。

担　当：業務Ⅰ課　石田

春加八潮医師会
収受
5.5.10
第 163 号

感対第２３１－１号
令和５年５月２日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　表　久仁和
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上位置づけ変更に伴う変更点について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上位置づけ変更に伴う主な変更点について、病院、診療所に向けた資料を作成いたしました。

貴会におかれましては、上記内容を御了知いただき、貴会員の医療機関あて周知いただきますようお願いいたします。

感染症対策課
感染症・新型インフルエンザ対策担当
（制度担当）
ＴＥＬ：０４８－８３０－３５５７
Ｅｍａｉｌ：a7500-14@pref.saitama.lg.jp

５類移行に伴う変更点について

医療機関向け

埼玉県保健医療部　感染症対策課

R5. 5. 2

新型コロナ5類移行へ

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが

５月８日から ５類感染症に変更

○変わること

- 陽性者や濃厚接触者の外出等の制限がなくなります
- 陽性者登録や健康観察がなくなります
- 治療費に自己負担額が生じます
- ワクチン接種の対象者が変わります
- 療養期間の考え方が変わります

療養期間・濃厚接触者の考え方について

一律に外出自粛を要請はせず、外出を控えるかは個人の判断
以下の内容を**推奨する**

感染者

発症後5日間＋**症状軽快から24時間**は外出を控える
10日間はマスク着用＋ハイリスク者との接触を控える

濃厚接触者

行政から**濃厚接触者の特定は行わない**
法律に基づく外出自粛は求めない

家族が新型コロナにかかったときは、
5日間は体調に注意する＋基本的感染対策＋ハイリスク者との接触を控える

県民に対する呼びかけ

埼玉県は、県民に向けて、以下のとおり呼びかけを行っています

新型コロナが５類になった後もウイルスがなくなるわけではありません！

体調不安や発熱などの症状がある場合は

- 外出を控え安静にし、体調悪化時は医療機関を受診しましょう
- 受診に迷ったときは、県の相談窓口にお電話を

基本的な感染防止対策の継続を

- 流行状況に気を付けながら、換気、手洗いなど基本的な感染防止対策を継続しましょう

早めのワクチン接種を

- 重症化予防のため早めにワクチン接種しましょう

発生届／日次報告等について

５月８日以降、

◆Her-sysやFaxによる発生届、感染者数の日次報告は終了

定点医療機関からの報告
（定点医療機関への依頼は完了しています）
※感染動向は、県感染症情報センターのホームページで公表されます

◆G-MISによる検査数等の報告は、当面の間継続となります
引き続きご協力をお願いいたします

外来医療受入体制について

- 幅広い医療機関で対応する
- 5月8日以降も「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の仕組みを継続

※名称の変更なし

- 5月8日以降も「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」を引き続き運用

広く一般的な医療機関において対応ができる体制への移行に向け、診療・検査医療機関への登録及びかかりつけ患者以外への対応のご検討をお願いいたします



５類移行後の診療・検査医療機関について
知事からのお願い＆制度の説明動画を公開しています

【動画公開ページ】

入院医療受入体制について

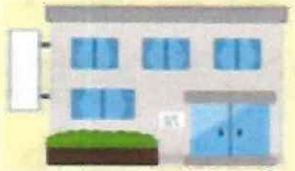
- 幅広い医療機関で対応する
- 入院の要否を医療機関が判断し、医療機関同士での入院調整を基本とする
- 病床確保によらずにコロナの入院患者の受入れが行われることを目指す
- 軽症・中等症Ⅰ・Ⅱの病床について、6月末まで確保
- 重症病床は、9月末まで確保
- 病床確保フェーズがⅠ～Ⅳ、感染者急増時体制の5段階からA(感染小康期)とB(感染拡大期)の2段階に

入院調整について

陽性患者の入院を希望する外来医療機関 と 受入れ医療機関で 空床情報を共有できる情報基盤として、G-MISを活用

＜外来医療機関＞

閲覧



診療所

G-MISを閲覧できない診療所への情報共有等

相談窓口（仮）

G-MIS上で受入可能病床数を可視化

市区町村	医療機関名	報告日時	受入可能病床数	うち、重症患者用	連絡先
○○市	A病院	XX/XX	9	3	XX-XXX-XXXX
○○市	B病院	XX/XX	3	0	XX-XXX-XXXX
○○市	C病院	XX/XX	2	1	XX-XXX-XXXX
○○市	D病院	XX/XX	2	0	XX-XXX-XXXX

＜救急＞



＜受入れ医療機関＞

可能な限り直近の状況を入力



病院

＜県＞



人工呼吸器管理等高度な治療を要する案件をあっせん

入院調整について

病院、埼玉県指定 診療・検査医療機関は、すでにG-MIS IDが付与されている
自医療機関のIDやパスワードがご不明な場合は、厚生労働省G-MIS事務局まで

- G-MIS事務局　**0570-783-872** (平日9時～17時。土日祝日を除く)

上記以外の医療機関で、新たにG-MISのID付与を希望される場合は、
埼玉県医療政策幹グループまでエクセル申請書を送付
(a7500-01@pref.saitama.lg.jp)

G-MIS ログイン入口
https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login

外来受診、入院や転院のための移動手段は、患者自身又は医療機関で確保する
行政による搬送は行わない

陽性者登録・相談窓口や療養証明書窓口の終了

陽性者登録窓口（発生届対象外患者向けの電子登録と電話相談）

電子登録　5/7(日) 16:00で受付終了

電話相談　同　18:00で受電終了

チラシ「まずは陽性者登録を」の医療機関での配布は5/7(日)まで

陽性者相談窓口（看護師による感染者向けの24時間電話相談）

電話相談　5/7(日) 21:00で受電終了

以降はコロナ総合相談センター(0570-783-770)へ

療養証明書窓口（療養証明についての電話相談）

電話相談　5/15(月) 18:00で受電終了

療養証明はHER-SYS登録の受信メールや検査結果、診療明細などで代替

コロナ総合相談センターについて

コロナ総合相談センター

看護師らによる受診の是非、感染後の症状悪化等の相談
24時間対応

0570-783-770

（県民サポートセンターの番号と同じ）

従前の県民サポートセンター
受診・相談センターは、4/20(木)で運用終了

高齢者支援型臨時施設について

生活介護を必要とする６５歳以上の新型コロナウイルス感染症陽性者のために宿泊療養施設を運営する
(食事代など一部有料)

【所在地】 ①西部高齢者支援型臨時施設　所沢市けやき台２－５－８
②東部高齢者支援型臨時施設　さいたま市岩槻区加倉５－１２－１
③南部高齢者支援型臨時施設　伊奈町小室８１８（休止中）

【規　模】 最大３８床（西部１５床、東部８床、南部１５床）

【対　象】 ６５歳以上の新型コロナウィルス感染症に感染した高齢者（認知症、要介護含む）
（重症度は原則、軽症の方。認知症のある方のうち暴力・暴言・迷惑行為・ひどい徘徊ある方は入所できません）

【特　色】
- 治療、リハビリテーションの実施
- 医師、看護師、介護士を配置
- 基本的に療養期間終了まで対応（発症日０日として６日目に退所）

西部高齢者支援型臨時施設

外観



療養室（１５床）



東部高齢者支援型臨時施設

外観



療養室（８床）



高齢者支援型臨時施設について

①受付のご案内

- 受付電話　０４８（７１１）１８４５、０４８（７１１）２４９８
- 申込者　　患者を担当するケアマネージャーか医療機関
- 受付時間　毎日（月曜日～日曜日）９：００～１７：００（ご本人の健康状態や服薬状況などをお伺いします）
- 入所日　　翌日の午後（１５：００～１６：００）、受付が早ければ当日入所可
- 交通手段　原則としてご家族で用意した自家用車でご来所ください。
- 診療代、食事代　**医師による診療を受けると、１～３割の自己負担があります。食事代は有料です。**
- 費用　**入所時に２万円現金でご持参頂きます。**ここから入所中に掛かった食事代（最大１４食分約１万円程度）とオンライン診療代を差し引かせていただきます。（目安：薬をご持参で症状悪化がなければ１万５千円以下で精算となる見込みです）退所時に領収書と残金を返却します。

②受入れ条件

６５歳以上の高齢者（認知症、要介護含む）で病院で新型コロナウイルス感染症の診断を受けた方を受け入れます。
但し、以下の方は入所できません。

- ➢直近２～３日食事が出来ていない方
- ➢認知症のうち暴力、暴言、迷惑行為、ひどい徘徊のある方
- ➢入所時に酸素投与が必要な方（概ねSAT９４％以下）

- **一般の方向けの宿泊療養施設（ホテル）は終了します**

コロナ公費について

医療費は基本的に自己負担に

【5月8日以降の公費支援】

外来

- ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバといったコロナ治療薬の薬剤料

入院

- ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ、ベクルリーといったコロナ治療薬の薬剤料
- 入院時自己負担額が高額になった場合、原則2万円を補助

詳しくは、埼玉県ホームページ
「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療費の公費負担について」へ
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/pubexp_after_covid19.html

- 検査公費は5月7日で終了
- 行政検査は、保健所等が介入が必要であると判断した場合に行う

コロナ治療薬の流通について

	薬剤名	投与形態	一般流通
抗ウイルス薬	ラゲブリオ	経口	○
	パキロビッド	経口	○
	ゾコーバ	経口	○
	ベクルリー	点滴	○
中和抗体薬	ゼビュディ	点滴	×
	ロナプリーブ	点滴	×
	エバシェルド	筋注	×

- 一般流通が開始した薬剤は、通常の医薬品と同様、**医薬品卸から購入することができる**
- 中和抗体薬は、現在の流行株に対して、有効性が減弱する可能性がある

高齢者施設への対応について

・在宅高齢者への往診、訪問看護等の医療提供は、引き続き適切に行ってください。

・　高齢者施設等の連携医療機関や配置医師になっている先生へのお願いです。

・施設の入所者に感染者が発生した際に
　施設からの電話等による相談への対応
　施設への往診（オンライン診療含む）
　入院の要否の判断および入院調整の実施（当該医療機関以外への入院調整含む）
・感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
・オミクロン株ワクチンの接種

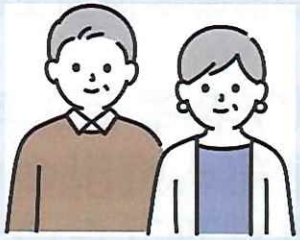
埼玉県の対応

➢COVMAT・eMATの派遣
➢感染拡大期における施設職員等に対する集中検査

新型コロナワクチンについて

◆ 5月8日から、新型コロナワクチンの**令和5年春開始接種**がスタートします。

令和５年春開始接種とは？



高齢者等を対象とした、
オミクロン株対応ワクチン追加接種です

実施期間	**令和5年５月8日～8月末**
接種対象	従来型ワクチンを2回以上接種した、以下いずれかに該当する方 65歳以上の方 ／ 5~64歳の基礎疾患を有する方 ／ 医療介護従事者等の方
その他	・令和4年度にオミクロン株対応ワクチンを接種済みの方・未接種の方ともに接種可能です ・最後の接種から3か月以上の間隔をあける必要があります

ワクチン未接種の方については？

以下のワクチン接種は、引き続き実施しています

- 従来型ワクチン初回接種（生後6か月以上の全ての方）
- 5~11歳のオミクロン株対応ワクチン接種

使用ワクチン未定

初回接種を完了した12～64歳の
次回の追加接種は、令和5年9月以降に実施予定

～ 詳細情報はこちらからご確認ください ～

埼玉県コロナワクチン　検索

➢ 5月8日以降も、新型コロナワクチン接種は無料で接種いただけます

新型コロナワクチン接種後の副反応対応体制（8月末まで）

埼玉県新型コロナワクチン専門相談窓口（県民向け）

0570-033-226（24時間対応）

新型コロナワクチン接種後の副反応や有害事象等について看護師等が相談に応じます

医師が相談できる専門医療機関

接種後の慢性的な麻痺やしびれといった症状などについて、かかりつけ医では対応が困難な場合に、かかりつけ医からの相談や患者の受け入れ調整を行います
(一般の方から直接連絡することはできません)

【専門医療機関】埼玉医科大学病院、埼玉医科大学総合医療センター、
自治医科大学附属さいたま医療センター、獨協医科大学埼玉医療センター

詳しくは埼玉県ホームページ「ワクチン接種後の副反応等について」へ
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/callcenter.html

令和5年度個別接種促進のための支援

厚生労働省から実施要綱が示され、医療機関の所在する**市町村**が個別接種に協力する**診療所**に対し、以下の取組への支援を実施。

事業内容

- **週100 回以上の接種を令和5年5月1日から7月2日、7月3日から8月31日のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合、週100 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000 円の支援を行う。**

相談・申請先

- 令和4年度接種分　→　県
- **令和5年度接種分**　→　**市町村**　　※所在する市町村にお問い合わせください。

補助金について

1　設備整備事業

・4月28日現在、厚生労働省から緊急包括支援交付金に係る補助要綱が示されていないため、詳細未定です。

・厚生労働省から補助要綱が示され次第、県の補助要綱を策定し早急に補助金の申請受付を開始する予定です。該当の医療機関に電子メール等で直接ご連絡するほか、下記の県ホームページでも情報提供していきますのでご確認ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi_r5.html

（ページ番号232987）

補助金について

2　医療提供体制支援事業

- 特殊勤務手当支給事業及び入院受入協力支援事業はともに5月7日をもって廃止します。
- 厚生労働省では既に（3月10日付で）5月8日以降の病床確保料の取扱いについて通知を発出しておりますが、県では現在補助要綱を策定中です。
- 補助要綱が策定でき次第、確保病床を有する医療機関には電子メール等でご案内するほか、下記の県ホームページでも情報提供していきますのでご確認ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/iryouteikyoutaisei2023.html

（ページ番号232966）

（参考）学校における児童生徒の出席停止

○　令和５年４月２８日付け５文科初第345号
「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」

感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間の基準
「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」

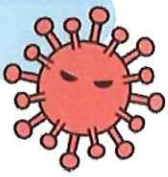
＊「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること

＊「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと

＊無症状の感染者の場合は、検体を採取した日から５日を経過するまでを基準とすること

新型コロナに感染したかも？





受診するか迷ったら

埼玉県コロナ総合相談センター

0570-783-770

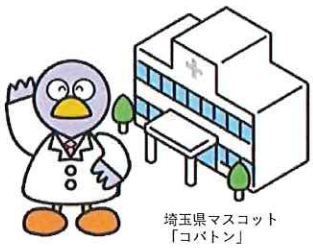
☎ 24時間受付

聴覚障がい者の方　FAX 050-8887-9553

お近くの医療機関

埼玉県 診療・検査医療機関

検索



埼玉県マスコット
「コバトン」

基本的感染対策は個人の判断へ

- ✓ マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることが基本です。満員電車や医療機関訪問など、一定の場合にはマスク着用を推奨します。
- ✓ 手洗い等の手指衛生や換気を一律に求めることはしませんが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策としては、引き続き有効です。
- ✓ 「三密」の回避やソーシャルディスタンスの確保も一律に求めることはしませんが、流行期においては、高齢者等の重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、顔を近づけた会話を避けることが感染防止対策として有効です。避けられない場合はマスク着用が有効です。

彩の国
埼玉県

埼玉県 保健医療部 感染症対策課

2023/4/21